

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 前田建設工業 株式会社
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 前田 操治
(3) 住所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

2 指名停止措置期間 令和8年6月29日～令和8年7月28日
(1か月)

3 事案の概要

熊本県八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、当該業者の使用人が、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。(同市議らは、令和8年5月7日あっせん収賄の疑いで逮捕)

なお、同使用人の贈賄行為については、公訴時効(3年)が成立している。

4 指名停止措置理由

宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領(以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2 18(不正又は不誠実な行為)に該当する。

<指名停止等措置要領別表第2 18>

措置要件	期間
18 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内